

Comment on Dial Q² Cases

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/18136

他人によるダイヤルQ²利用に伴う加入電話契約者に対する通話料請求の可否に関する総合判例研究

尾 島 茂 樹

- 一 はじめに
- 二 判例の概要
 - 1 ダイヤルQ²に関する判例の概要
 - 2 国際電話に関する判例の概要
- 三 学説の動向
- 四 若干の検討
- 五 おわりに

一 はじめに

近年、他人によるダイヤルQ²（「ダイヤル・キューツ」⁽²⁾と読む）の使用料（情報料、通話料⁽²⁾）の請求をめぐり、多数の判決がなされるに至っている。

ダイヤルQ²とは、本稿に関連する範囲で、概略、次のようなサービスである。

- 一 利用者が〇九九〇で始まる一〇桁の番号に電話を掛ける。
- 二 音声により情報料・通話料に関し告知があり、その後、情報提供が始まる。

三 NTTは情報料・通話料を測定し、毎月、通話料その他とともに、情報料を加入契約者に請求し、情報料の回収を代行する。

ダイヤルQ²に関する紛争は、情報料につきNTTが取り立ての代行をするとしたことから問題をより複雑化し⁽³⁾たと考えられる。ところで、本来、ダイヤルQ²のような取引は、基本的には契約に分類されるから、取引当事者が締結した契約（合意）の内容によって法的に規律されることとなる。そして、現在では、大量的・画一的な取引は約款によって規制されるのが通常である。しかし約款には約款規制の問題があり、特に消費者のかかわる取引では「消費者保護」の観点から約款規制が重要な意味を持つ。そして、約款規制の前提として、約款に規定されるべき条項の内容が検討されなければならない。⁽⁴⁾以下に検討する判例では、NTTの電話サービス約款⁽⁵⁾八条（当時）の適用が主として問題となる。

たしかに、平成三年頃からダイヤルQ²に関して噴出していた問題⁽⁶⁾は、現在ではNTTの改善策により解決されたものが多く、現時点でダイヤルQ²に関する法的問題を検討することの意義は減少しているといえるかもしれない。しかし、他人使用によるダイヤルQ²の使用料に関する裁判は、現在でも争われているのであり、これに鑑みれば、現時点で従来の判決の総合的検討を行うことには、一定の意義が存在すると考えられる。

そこで本稿では、ダイヤルQ²に関する従来の裁判例の中から、民事事件の中心である情報料・通話料請求に関する判例を取り上げ、法的課題としては他人によるダイヤルQ²利用に伴う回線契約者に対する通話料請求の可否⁽⁷⁾という問題に焦点を当てた総合判例研究を行うことを目的とする。

〔表1〕 他人によるダイヤルQ²利用料の支払い義務に関する判例の概要

判例番号	裁判所など	判決年月日	掲載誌、掲載頁	NTTからの支払請求			加入者からの既払使用料返還請求	
				情報料	通話料	賠償		
①	大阪簡判	平5.2.24	判時1463-116、判タ811-251	○	○			控訴
②	大阪地判	平5.3.22	判時1463-116、判タ820-108、金判920-44	×	×			控訴
③	福岡地小倉支判	平5.9.28	判タ832-65、判時1504-116	—	×			控訴
④	広島地尾道支判	平6.1.21	判タ843-248	—	×			控訴
⑤	大阪地判	平6.7.25	判タ853-298 (①の控訴審)	—	○			確定
⑥	大阪高判	平6.8.10	判タ860-88 (②の控訴審)	(×)	×			上告
⑦	神戸地判	平7.3.28	判時1550-78、判タ887-232	(×)	×		○1)	控訴
⑧	広島高判	平7.5.24	判タ892-241 (④の控訴審)	—	×	×		上告
⑨	札幌地判	平7.12.21	判タ909-95	(×)	×		○2)	控訴
⑩	広島高岡山支判	平8.1.30	消費者法ニュース27-42	利益無	×			
⑪	福岡高判	平8.5.14	判時1598-107 (③の控訴審)	—	○			上告
⑫	大阪地判	平9.1.28	判タ944-270	×	○		×3)	控訴
⑬	岡山地判	平6.5.19	判時1598-107 (③の控訴審)	×	×			
⑭	岡山地倉敷支判	平6.9.8	(未公開) (新美NBL563-60)	—	×			
⑮	大阪高判	平9.10.29	(未公開・新聞報道のみ) (⑦の控訴審)	×	○			

注

- 1) ☆情報料と通話料を分計できる原告について
情報料部分については現存利益がなく、通話料のみの返還請求を認める。
☆情報料と通話料を分計できない原告について
情報料を特定できず最低限の情報料の主張立証もないので現存利益不存在の証明がなく、情報料と通話料の全額の返還請求を認める。
- 2) 加入者からの回収不能の場合、情報提供者(1P)に対するNTTの返還請求権の存在により、特段の事情のない限り返還請求権の額面額相当の利益の存在が推定される。情報料と通話料の全額の返還請求を認める。
- 3) NTTが情報料をすでに情報提供者に支払っているため、NTTに利得がない。

〔表2〕 他人によるダイヤルQ²利用料の支払い義務に関する判例の判決理由のまとめ

判例番号	通話料請求	ダイヤルQ ² の実際の利用者	ダイヤルQ ² 利用額 (内、通話料) (分計できているもののみ)	通話料請求の可否にかかわる判決理由
①	○	電話の借主	65万余円	約款に基づき、情報料、通話料の請求ができる。
②	×	未成年の子	約59万円(22万余円)	約款118条の適用があるとしても、(高額の場合には)信義則上、請求できない。
③	×	弟	(24万余円)1)	約款118条の適用なし。
④	×	未成年の子	(14万余円)	約款118条の適用なし。
⑤	○	(①控訴審)	—	約款118条の適用あり。信義則に反するとはいえない。
⑥	×	(②控訴審)	—	約款118条の適用は、信義則上、制限される。
⑦	×	家族同居人	2)	約款118条を適用することは、信義則上、許されない。
⑧	×	(④控訴審)	—	約款118条に基づき通話料を請求するのは、信義則上、許されない。
⑨	×	子・同居人・下宿人	3)	約款118条の適用なし。
⑩	×	従業員	不明	情報料支払義務はなく、約款118条に基づき通話料だけ支払わせるのは約款118条の趣旨に反し、信義則上も許されない。
⑪	○	(③控訴審)	—	約款118条の適用あり。請求が信義則に反するものとはいえない。
⑫	○	未成年の子	不明4)	約款118条の適用あり。約款118条の適用が信義則に反するとはいえない。
⑬	×	従業員	不明	約款118条は適用されない。
⑭	×	夫	不明	約款118条は適用されない。
⑮	○	(⑦控訴審)	—	約款に基づき支払義務がある。

注

- 1) 一部、分計できず、推定されたものを含む。
- 2) 複数の原告からの通話料の不当利得返還請求に対し、判決は1220円から70万余円の範囲でNTTに返還を命じた。
- 3) 複数の原告からの通話料の不当利得返還請求に対し、判決は185円から136万余円の範囲でNTTに返還を命じた。
- 4) 情報料と通話料は分計されていたものの、記録が残っておらず特定できない、訴訟対象の3ヵ月分のダイヤル通話料は、合計で111万余円である。

二 判例の概要

1 ダイヤルQ²に関する判例の概要

ダイヤルQ²の他人（多くは家族）使用に伴う利用料（情報料・通話料）請求が争われた判例は、次に掲げるとおりである（表1、表2も参照。ただし、⑬⑭は、論文に引用されるのみで、判決文そのものは判例雑誌等には掲載されておらず、また、⑮は、いまだ新聞報道のみであるから、本文中で直接の検討対象とはしなかったが、別に掲げる表の中では、結論のみ示した）。

- ① 大阪簡判平五年二月二四日判時一四六三号一一六頁、判タ八一一号二五一頁⁽¹⁰⁾
- ② 大阪地判平五年三月二二日判時一四六三号一一六頁、判タ八二〇号一〇八頁、金判九二〇号四四頁⁽¹¹⁾
- ③ 福岡地小倉支判平五年九月二八日判タ八三二号六五頁、判時一五〇四号一一六頁⁽¹²⁾
- ④ 広島地尾道支判平六年一月二一日判タ八四三号二四八頁
- ⑤ 大阪地判平六年七月二五日判タ八五三年二九八頁（①の控訴審）⁽¹³⁾
- ⑥ 大阪高判平六年八月一〇日判タ八六〇号八八頁（②の控訴審）⁽¹⁴⁾
- ⑦ 神戸地判平七年三月二八日判時一五五〇号七八頁、判タ八八七号二三二頁
- ⑧ 広島高判平七年五月二四日判タ八九二号二四一頁（④の控訴審）
- ⑨ 札幌地判平七年二月二一日判タ九〇九号九五頁
- ⑩ 広島高岡山支判平八年一月三〇日消費者法ニュース二七号四二頁

⑪ 福岡高判平八年五月一四日判時一五九八号一〇七頁 (③の控訴審)

⑫ 大阪地判平成九年一月二八日判タ九四四号二七〇頁

⑬ 岡山地判平六年五月一九日 (未公判) (新美NB L五六三号五六頁)

⑭ 岡山地倉敷支判平六年九月八日 (未公判) (新美NB L五六三号六〇頁)

⑮ 大阪高判平成九年一〇月二九日 (未公判) (新聞報道のみ) (⑦の控訴審)

以下、本稿では、総合判例研究という性格上、個々の判決について事実を詳しく述べるのではなく、事実関係をできる限り抽象化した形で判例の検討を行うこととする。¹⁵すなわち、事実としては、△加入契約者がダイヤルQ²の利用を明示的に承諾したとはいえない状況の下で、加入契約者から当該電話につき包括的に利用権を与えられた者 (以下、「包括的利用権者」という) が、¹⁶当該電話からダイヤルQ²を利用した事例▽を考える。

判例での主要な争点は、大きく三つに分けられる。すなわち、(A) N T Tからの加入契約者に対する情報料の代行請求の可否、¹⁷(B) N T Tからの加入契約者に対する通話料の請求の可否、¹⁸(C) 加入契約者からのN T Tに対するダイヤルQ²既払使用料 (情報料、通話料) の返還請求の可否、である。¹⁹このうち、本稿の課題とするのは、(B) の問題である。²⁰

(B) の問題は、N T Tからの請求という形であれ、加入契約者からの債務不存在確認請求という形であれ、すべての判例で争点となっており、情報料請求の可否がほとんど争われなくなつた現時点でのダイヤルQ²に関する民事紛争の中心的争点といつてよい。この問題は、形式的には、前述したように、電話サービス契約約款一一八条 (当時) に基づいてN T Tが加入契約者に対し通話料を請求できるか、という形で現れる。そして、判例①

⑤が通話料請求を認めたが、その他の判例は、判例⑪が現れその請求を認めるまでは、すべて通話料請求を認めなかった。多くの判例がNTTからの通話料請求を認めないとした実質的理由は、以下のように分類できる。⁽⁴²⁾すなわち、

(a) 情報料と通話料の密接な関係 (判例②⑥⑦⑨⑩)

(b) タイヤルQ²情報に関する情報普及の不徹底 (周知不十分) (判例②③④⑥⑧⑨)

(c) 通話料が高額 (判例②⑧)

(d) 有料情報サービス (単なる付帯事業) と一般通話 (本来の電気通信事業) との利用形態の違い (判例③④⑥⑦⑨)

(e) タイヤルQ²に内包されるリスク (高額通話料、他人使用、無価値情報) に対するNTTの対策の不十分 (③④⑥⑧⑨)

(f) 加入契約者の通常の意味 (判例⑦)

である。これらの理由により、そもそも約款の適用がないとか(判例③④⑨)、信義則上、約款を適用できないとか(判例⑥⑦)、一応約款の適用があるが、信義則上、請求できない(判例②⑧⑩)、として、NTTの通話料請求を否定しているのである。

これに対し、初期の段階で通話料請求を肯定した判例①⑤は、加入契約者が電話のレンタル業者である点で特殊であり、通話料請求の可否という問題でも、その点が重要な判断要素とされたことが否定できないように思われる。⁽²³⁾特に判例①では、他の判例で通話料請求を否定する際に考慮された要素のうち、特に(b)の理由がレンタル業者には該当しないとされ、他の理由に照らしてもレンタル業者を保護する必要はないとされたのであろう。ただし、判例⑤の理由付けは、次にみる判例⑪のものに近く、加入電話契約者がレンタル業者か否かに係わらず、

その理由付けは妥当する。ここに、通話料請求を認める判例を導く突破口があったのかもしれない。

そして、以上のようなNTTから加入契約者への通話料請求を認めないという判例の大勢に反し、平成八年五月一四日に福岡高等裁判所において、それを認めるという判決が下された⁽²⁴⁾(判例⑪。判例③の控訴審判決)。この判決は当事者の主張に答える形で次のように理由を述べる。すなわち、本判決は、まず、契約約款一一八条が「電気通信事業の公共性に照らし、通話料金の支払義務者を画一的、一義的に確定して、徴収事務に要する経費を最小限に抑え、低廉で合理的な料金で通信役務を提供する一助とすることに出たものと解され、その相当性、合理性は広く承認されている」ことを前提に、「通話」の定義、及び「通話料金」の発生根拠から、ダイヤルQ²の利用であっても加入契約者の契約者回線を使用して情報提供者との間で「通話」したことにほかならないので、ダイヤルQ²利用にかかる通話料金の支払いについても、約款一一八条の適用があるとするのが相当であるとし、ダイヤルQ²利用にかかる通話の形態が契約約款の予定しない通話であるとの主張を退ける⁽²⁵⁾。

次に、通話料と情報料が不可分であるという主張に対し、本判決は、両者に牽連関係を認めるものの、それは事実上のものととまるとし、「二つの義務自体は、渾然一体となった義務ではないし、また例えば主債務と保証債務、抵当債務と抵当権との関係のように、その成立・存続・消滅につき相互に依存するという法的関係も見出し難く、法的には、特段の事情がない限り、相互に無関係に、かつ個別に成立・存続・消滅し得る別個の義務というべきである」と判示し、続いて、「共同事業性」についても、「なるほど、ダイヤルQ²制度における控訴人（「NTT」引用者注）と情報提供者との間には、依存、協力関係があることは間違いない。しかし、その関係は、・・・控訴人が情報提供者を支配下におきこれを指揮監督しているというものではなく、また、控訴人と情報提供者とが一体となつて一つの事業主体を構成しているものでもないというべきものである。したがって、右の依存、協力関係をもって共同事業であると仮にいつてみても、その共同性は、控訴人が情報提供者と共同責任を

負わねばならないとする程のものではない。それぞれの法的責任は、それぞれに個別に発生し、負担されるべきものである」として、「共同事業性」の観点から、情報料と通話料がその法的運命を同じくするという主張を退ける。

さらに、信義則違反の主張については、NTTに一定の非を認めつつ（情報普及の不徹底、対策の不十分さ）、「しかし、ダイヤルQ²利用にかかる通話は、契約約款にいう通話にはかならず、通話料金も認可料金であってこれによって控訴人が法外な収益を上げ得るものでもない。春夫（ⅡダイヤルQ²の利用者―引用者注）のダイヤルQ²利用にかかる通話もまったく同様であり、その通話の形態そのものは、その通話の目的はともかく、被控訴人（Ⅱ加入契約者―引用者注）が春夫に許容した形態の通話であり、これによる通話料金も他の通話と同じ料金体系によって算出される。さらに、春夫自身、架電すると所定の通話料金の支払義務（・・・）が発生することは、ダイヤルQ²利用時の音声による案内をまつまでもなく、その年齢からして当然のこととして熟知していたものといえるから、ダイヤルQ²の利用の仕方如何によっては通話料金が高額化するということも予測できたはずである。そして、被控訴人が春夫のダイヤルQ²利用により発生した通話料金につきこれが『無断』使用であることを理由に支払を拒むことは、契約約款一一八条の趣旨に照らし難しいことも前記（・・・）に説示したとおりである。そしてまた、控訴人と情報提供者との関係もこれまでに説示した域を出ないから、被控訴人が春夫のダイヤルQ²にかかる情報料の支払義務を負わないことを理由に通話料金の支払義務を負わないとすることもできない」とし、結局、「春夫のダイヤルQ²利用にかかる通話料金の支払を契約約款一一八条に基づき、被控訴人に請求することが信義に反するものとまではいい切れないというほかない」と判示した。

これに続き、平成九年一月二八日に大阪地方裁判所でも同様の結論を採る判決が下された⁽²⁶⁾（判例⑫）。事実としては、（一）加入契約者が死亡し、相続があつた後、加入者名義のまま電話が使用されていた点、（二）加入契約

者が、他人によるダイヤルQ²利用を認識した後にも利用料を支払続けた後に、その返還を請求した点⁽²⁷⁾（二）前記（二）の事情ゆえに、N T T が分計していた情報料と通話料に関する資料をすでに破棄していた点に特殊性があるが、本稿の主題に沿って紹介する⁽³¹⁾。

まず、この判決は、電話サービス契約約款一一八条の適用につき、最初にそれについての合理性及び契約者の承諾を説き、これを受けて「契約者は、第三者が契約者回線を利用したことによる通話料についても、個別の承諾の有無を問わず、その支払義務を負うべきである」とし、このことは「通話の態様や内容、通話料金の多寡とは無関係」だとする。そして、ダイヤルQ²との関係では、「ダイヤルQ²利用の際の通話は、契約約款が予定していた一般通話とは通話先及び通話内容が異なるにすぎず、被告（N T T 引用者注）の電話回線を利用して通信することや通話料金基準などは違いない」ので、「Q²通話料についても右規定の適用があると解するのが相当である」とする。

次に、ダイヤルQ²にかかる通話料請求の信義則違反を、次の四つの点から検討する。

第一に、情報料と通話料の一体性については、「事実上の関連性を有するにすぎず、法的あるいは経済的に不可分一体なものであるということとはできない」とする。

第二に、不正使用の可能性に対し、制度の上の対策を十分に講じることなく安易に制度の運用を開始したという点については、「運用開始当時の制度自体の不備もさりながら、被告の管理可能範囲を越えて情報提供者や利用者個人の責任によるところも大きいというべきであるから、被告のみにその責任があるともいい難い」とする。

第三に、利用料が高額化するという点については、「番組の最初に利用料金の案内がされるから、一般通話と同様に利用時間に比例して料金が增加することは容易に理解できるところ、あえて長時間ないし頻回にわたってこれを利用した利用者自身に責任があるといわざるを得ない」とする。

第四に、ダイヤル^Qは周知性に欠けるところがあったという点については、「利用者自身は当然に一定の知識、理解を有していたものと考えられるし、周知性があったからといって、必ずしも契約者において第三者の無断利用を規制できるとは限らないとした。

そして、結局、「これらの事情を総合すると、本件において、被告が、原告（加入契約者―引用者注。ただし、注（27）に注意）の次女のダイヤル^Q利用にかかる^Q通話料につき、契約約款一一八条を適用して、加入契約者たる原告にその支払いを請求することが信義則に反するとまで認めることはできないといわざるを得ない」と判示した。

これらの判決の後も、近時の新聞報道によれば、NTTからの加入契約者に対する通話料請求を認める判決がなされているようである（判例⁽³²⁾⑮。判例⑦の控訴審）。

2 国際電話に関する判例の概要

他人によるダイヤル^Q利用の問題に類似の紛争として、料金が比較的高額になることから、他人が使用した国際電話の通話料の支払義務につき、同様の問題が裁判で争われている（表3参照）。たしかに、料金が比較的高額になるとはいえ、国際電話の通話料の判例では、通信事業本来の形態による回線使用から生じた通話料請求が問題となっており、ダイヤル^Qの問題とは異なるという評価も可能だろう。⁽³³⁾しかし、加入契約者が予想しなかった回線使用を包括的利用権者が行った場合において、通信業者が約款に基づいて加入契約者に通話料を請求できるか、⁽³⁴⁾という紛争としては共通性を有しており、ここで触れることが許されると考える。⁽³⁵⁾

さらに、この問題につき、私は次のように考える。すなわち、電話というものは、その構造上、本来的に他人の（無断）利用の危険を内包しており、従来から、加入契約者が包括的には他人に対し利用を許諾しているにも

かわらず、様々な意味で加入契約者の意図に反した利用が存在していることは、裁判という形で紛争が生ずるに至ってはいないとしても、想像に難くない。そして、その利用額がある程度受認できる範囲におさまっている限り、やむを得ないものとして加入契約者は支払請求に（不承不承ながら）応じていたのだろう。このような場合には、加入契約者と実際の利用者の内部関係により、事実上の問題として処理されてきたと思われる。また、同時に、電話というものは、長時間・長距離の利用により、利用料が容易に高額化する危険を内包しているものであり、特に、包括的利用権者により加入契約者の意図に反した利用がなされた場合、加入契約者にとって利用額が予想に反し受認できる範囲を超えていれば、何らかの理由をつけて利用額の請求を拒みたいと思うことがあっても不思議でない。

以上の想像（仮定）は、次の事実からも導かれ得るのではないだろうか。すなわち、ダイヤルQ²の登場前には、包括的利用権者の利用による利用料につき、加入契約者がNTT（電電公社）に対し支払拒絶をしたという事案の公判裁判例は、私が調べた限り存在しないようであるが、以下に見るように、KDDに対しての訴訟はいくつか存在している。そして、NTT（電電公社）とKDDとで利用する際の利用形態に違いがないことをあわせて考えれば、裁判例の有無の違いは、もっぱら△利用料が高額である▽という要因によることに尽きるように思われる。

〔表3〕他人による国際電話通話料の支払い義務に関する判例

	裁判所など	判決年月日	掲載誌、掲載頁	利用額	備 考	請求	
A	東京地判	昭52.9.2	判時889-64	45万余円		○	確定
B	東京地判	昭54.8.31	判タ400-173	不明	KDD通話料・権利濫用否定	○	
C	名古屋地判	昭57.4.22	判時1048-135、判タ482-117	26万余円	KDD通話料・権利濫用肯定	×	上告
D	名古屋高判	昭57.12.24	判時1068-73、判タ489-67	（Cの控訴審）	KDD通話料・権利濫用否定	○	確定
E	大阪地判	昭63.12.22	判時1318-86、判タ694-139	41万余円	KDD通話料・公序良俗違反否定	○	控訴

そうだとすると、ダイヤルQ²に関する初期の判例のいくつかは、△利用額が高額である▽点を、NTTの通話料請求否定の根拠としたのであり、その可否を検討する上で、KDD関連の判例をここで参照することは許されてしかるべきだと考えるのである。⁽³⁶⁾

判例A⁽³⁷⁾では借家人による利用が問題とされ、加入契約者は、支払義務を負うのは実際の通話者であると争った。判例Aは、加入者に対する画一的な請求の合理性を説き、加入契約者に支払義務を負わせても、決して酷な負担を強いるものではないとした。

判例B⁽³⁸⁾では借家人による利用が問題とされ、加入契約者は、KDDが他人使用を知った後に通話停止をしなかったのに加入契約者に対して通話料を請求するのは権利濫用であると争った。判例Bは、権利濫用を否定し、KDDの請求を認めた。

判例C⁽³⁹⁾ではピンク電話での他人による利用が問題とされ、判例Cは、加入契約者の主張通り、ピンク電話に関する電電公社の「ただけ防止」という宣伝が誤解を招かないよう電電公社には説明義務があり、KDDは契約当事者ではないが、加入契約者に誤解を与えないよう電電公社に対し説明義務の履行を勧告するか、または自ら事実を周知させる方策をとるべきであったのに、そのいずれも怠ったとして、KDDの請求は権利濫用であるとした。

しかし、判例Cの控訴審である判例D⁽⁴⁰⁾は、電電公社とKDDは別主体であり、電電公社の義務懈怠をKDDに及ぼすことはできないとして、権利濫用を否定し、KDDの請求を認めた。

また、判例E⁽⁴¹⁾では居住者（外国人モデル）による利用が問題とされ、加入契約者は、KDDの約款は国際通信の独占者であるKDDがその優越的地位を利用して利用者に対し著しい不利益を強いるものであるから、公序良俗に反し無効であると争った。判例Eは、加入者に対する画一的な請求を認める約款の合理性を説き、KDDの

国際通信における独占的地位を考慮しても、当該約款が公序良俗に反するとはいえないとし、通話料請求を認めた。

三 学説の動向

学説は、当初、ダイヤルQ²の実情に即して問題点を指摘・批判することから開始したが、NTTの情報料・通話料の請求可否という問題については、当該問題を扱った紛争が生ずるに至り、おもに判例を契機として判例研究・判例評釈を中心として議論されるようになった。⁽⁴³⁾

当初主張された考え方は、当初の判例の支配的な流れと同様に、情報料請求はもちろん、ダイヤルQ²利用にかかる通話料請求も認めるべきではないとするものであり、その理由とするところは、同様の結論を採る判例で主張されているものとはほぼ同様といってよく、判例の理由付けに対応する形で、次のように整理できる。⁽⁴⁴⁾

☆実質的理由付け

- (a) 情報料と通話料の密接な関係⁽⁴⁵⁾
- (c) 通話料が高額⁽⁴⁶⁾
- (d) 有料情報サービス（単なる付帯事業）と一般通話（本来の電気通信事業）との利用形態の違い⁽⁴⁷⁾
- (e) ダイヤルQ²に内包されるリスク（高額通話料、他人使用、無価値情報）に対するNTTの対策の不十分⁽⁴⁸⁾
- (f) 加入契約者の通常的意思⁽⁴⁹⁾

☆形式的理由付け

- (あ) 約款一一八条の適用がない⁽⁵⁰⁾

(い) 約款一一八条の適用は否定できないが、信義則上、請求できない(場合がある)⁽⁵¹⁾

そして、このような主張は、活字として主張されている学説において異論がないと見えるほど支配的となった。⁽⁵²⁾

しかし、その後、そのような判例・学説の状況に異を唱える形で、少なくとも通話料の請求を認めるべきであるという主張がなされるに至った。すなわち、NTTと情報提供者との共同事業性を否定したうえ、事実の問題としての他人利用の不確実性を最大の問題として消極的に通話料請求を認めたり⁽⁵³⁾、また、一般の通話とダイヤルQ²の利用に伴う通話との間に質的な差はないとして積極的に通話料請求を認めるという主張である。⁽⁵⁴⁾ 前者の主張に対しては、上に挙げたすべての判例で第三者による利用が認定または推認されており、問題は事実認定の先にあるという批判があり⁽⁵⁵⁾、私もこの批判に賛成するが、後者の主張は、判例⑪⑫の論理とほぼ同様であり、通話料請求を認める考え方として、かなり有力であると思われる。

すなわち、通話料の請求を否定する説の理由とされる(ア)「通話料の高額化」については、ダイヤルQ²に固有のものでないとし、(イ)「無断使用の危険性の増大」については、そもそも「加入電話の共同利用権者」(Ⅱ私の用語に従えば、「包括的利用権者」)による使用である点を指摘し、論拠とならないとし、(ウ)「制度の周知不徹底・加入権者の帰責事由不存在」については、ダイヤルQ²の周知以前の問題として、加入契約者のごく当たり前の管理がダイヤルQ²にも該当するとする。⁽⁵⁶⁾ そして、通話料請求否定説の主要な論拠たる(エ)NTTと情報提供者の共同事業性ないし情報料と通話料の密接不可分性については、その主張の裏付けたる「ダイヤルQ²においては、利用者は情報料と通話料の両方を必ず支払わなければならない(第一点)、NTTは定額の手数料と回収した情報料の九パーセントの手数料とを取得し、情報提供者の情報料増加に伴い、NTTも通話料と手数料の増加を得る(第二点)、情報提供者はNTTの定める基準のなかから選択する方法でのみ、情報料の額を設定できるとどまり、情報料の自由な設定ができない(第三点)、ダイヤルQ²にかかる通話料の支払がない場合には、電話サ-

ビスの利用停止措置がとられる（第四点⁽⁵⁷⁾）」という論拠を否定し、「密接不可分性」ないし「共同事業性」は、「そこから通話料と情報料とを法的に一体と扱うべきような性質のものではなく、事実上のものととまるといふべきである⁽⁵⁹⁾」と主張する⁽⁶⁰⁾。

このようなNTTの通話料請求を認めるとする見解に対し、近時、なお、その請求を否定すべきとする見解から批判があり、「ダイヤルQ²利用に伴う通話は、次の二点で、決定的に一般通話の場合と異なる⁽⁶¹⁾」とする。「すなわち、第一に、ダイヤルQ²そのものがNTTによる情報料の回収代行サービス抜きでは成り立ちえないものである⁽⁶²⁾」ことと、「第二に、一般通話であっても他人の利用による高額通話料発生の可能性はあるが、ダイヤルQ²利用に伴う通話料の支払いをめぐるトラブルが全国的に同時にこれだけ多数発生したこと自体が、一般通話との異質性を証明している」ことを主張している。

四 若干の検討

私が本研究課題を設定した動機の一つは、先に述べたような初期の判例・学説の状況にある。すなわち、事案に特殊性のある一部の判例をのぞき、判例はNTTの通話料請求をいっさい認めなかった。また活字として主張される学説のすべてが、他人利用のダイヤルQ²にかかるNTTによる通話料請求を認めなかった。しかし、このような考え方は、真に公平で正義にかなったものであり、また法的にも是認されるものなのだろうか。他人とはいえ、判例のほとんどで家族など少なくとも電話機の利用につき加入契約者から包括的に利用権限（通話する権限）を与えられている者（包括的利用権者）による利用が認定され、問題となっているのである。たしかに、情報料については、形式的には、電話サービス契約款の一六二条（加入契約者がダイヤルQ²情報料の「代行回収」

を承諾する旨の規定）は、他人使用の場合には加入契約者に対する情報料請求の根拠とならないこと、実質的には、ダイヤルQ²に関する情報普及の不徹底、情報内容に比較した高額さ、NTTの対策の不十分さ、加入契約者の意思など、先にみた諸判例の（通話料に関するものも含めた）NTTからの請求否定の理由付けにより、加入契約者の支払義務を否定することができようが、はたして、いやしくも電話機の利用権限のある者の利用による通話料についても、それらの理由付けが同様に妥当するのだろうか。このような素朴な疑問が端緒であった。その後、少なくともNTTからの通話料請求を認めるべきであるとの学説に接し、ダイヤルQ²に関する判例を総合的に検討することの必要性を感じたのである。⁽⁶³⁾

先にみたとおり、NTTからの通話料請求を否定する理由付けとして判例に現れたものは、次のとおりであった。すなわち、（一）情報料と通話料の密接な関係、（二）ダイヤルQ²情報に関する情報普及の不徹底（周知不十分）、（三）通話料が高額、（四）有料情報サービス（単なる付帯事業）と一般通話（本来の電気通信事業）との利用形態の違い、（五）ダイヤルQ²に内包されるリスク（高額通話料、他人使用、無価値情報）に対するNTTの対策の不十分、（六）加入契約者の通常の意味、である。また、学説の理由付けもほぼ同様である。

これらの理由付けが妥当しないことは、先の学説の紹介において示されたところが説得的だと考える。そしてさらに、次のように考えられるのではないだろうか。すなわち、上記（二）（五）（六）の理由付けは、結局、（三）に集約することができるのではないだろうか。このことは、先に示したとおり、国際電話の他人使用にかかる通話料について訴訟が起これ、NTTについてはそれがいいことからも、推測できるのだが、加入契約者は、結局、通話料が高額になるから支払わない、といっているにすぎないのでないだろうか。料金が低廉であれば、なら問題なく支払ったであろう。⁽⁶⁴⁾そして、（三）についても、ダイヤルQ²の利用者がそもそも包括的利用権者である点に鑑みれば、先に示した国際電話の他人使用の判例にもあるとおり、通話料支払いに関し加入契約者が拒絶

する理由とはなり得ないと考えられる。

結局、(一)(四)の理由、すなわち、「通話料がダイヤルQ²利用によって生じた」という点をいかに評価するのかが問題となるに過ぎない。この点で、通話料請求を否定する近時の見解は、先にみたとおり、ダイヤルQ²利用に伴う通話は、次の二点で決定的に一般通話と異なるという。すなわち、くりかえしになるけれども、第一に、ダイヤルQ²そのものがNTTによる情報料の回収代行サービス抜きでは成り立ち得ないものであること、第二に、一般通話であっても他人の利用による高額通話料発生の可能性があるが、ダイヤルQ²の支払いをめぐるトラブルが全国的に同時にこれだけ多数発生したこと自体が、一般通話との異質性を証明する、という。

しかし、第一点目に関しては、現在、NTTの採用した改善策により、最も紛争を頻発させたツーショット・ダイヤル、アダルト番組などの一部の業者が、IDをもつ利用者に情報料が直接請求されるシステムに変更を余儀なくされたことからわかるように、ダイヤルQ²と同様の内容を持つサービスが情報料と通話料をはっきり区別する形で提供されている。このことは情報料と通話料が密接不可分のものではないことを示していると考えられる。また、これに関連する別の考慮として、一般通話以外の電話回線の利用一般(パソコン通信・インターネットなど)が問題となり得る。それらについては、通常、通話料の他に何らかの料金が徴収されるが、NTTがかなり深い関与をしている場合も考えられ得る。⁽⁶⁵⁾ また、たとえばほとんどのインターネットでは個別の「情報料」それ自体が課金されるシステムにはなっていないが、かりに猥褻画像、猥褻音声を利用すると、ダイヤルQ²のアダルト番組を利用した場合と同様に、(情報料はもともと請求されないかもしれないが)NTTの関与如何によっては通話料の請求を否定することになるのだろうか。そのうえ、パソコン通信、インターネットはそもそも長時間利用の危険性を伴ったものである(インターネットでは、場合によっては一つのホームページを開くのに十数分以上もかかることもある)点に鑑みれば、一般会話以外の電話回線の利用を一般会話のための電話回線利用と

区別し、通話料支払義務を否定する根拠はまったくないように思われる。⁽⁶⁶⁾

また、第二点目に関しては、初期の訴訟においてダイヤルQ²の通話料支払義務を否定した判決が下されたことが大きく影響したとはいえないだろうか。もちろん、情報の内容をはじめとするダイヤルQ²のあり方に関する当時の状況を考えれば、加入契約者に対するNTTからの情報料の請求が否定されることは必要であつただろう。そして、初期のNTTのシステムでは、情報料と通話料を分計できないという重大な欠陥があつた。しかし抽象的な議論として、通話料の支払義務まで否定する必要はなかつたのではないだろうか。情報料と通話料が分計できていないのであれば、通話料の請求は抽象的には認めるが、その金額をNTTが証明できないので請求を認めない（立証責任の問題として処理する）という結論もあり得たはずである。結局、通話料の支払義務を一般論・抽象論として否定する判例の出現により、支払いの意思と能力をもつた加入契約者も通話料の支払拒絶へと傾いていったのではないだろうか。⁽⁶⁷⁾

私は、従来の判例では、そもそも包括的利用権者の回線利用による通話料が問題とされている点が不当に軽視されてきたと考える。⁽⁶⁸⁾ 加入契約者以外の利用だとはいえ、包括的利用権者が電話回線を利用したのだから、それに伴う料金に通話料は加入契約者が当然支払うべきである。私は、これに関し、約款適用になんら問題はないものと考ええる。

もちろん、この結論は、初期のダイヤルQ²相談例にあるような、夜間、他人の事業所に忍び込み電話機を勝手に利用したとか、電話回線を細工して他人の電話回線から利用がなされたようにつないでしまうといった事例⁽⁶⁹⁾にはまったく関係がない。そもそも、NTTは、このような事例にまで、加入契約者に通話料を（訴訟を起こしてまで）請求してはいないのである。

ただし、現在および将来の紛争には制度の改善の⁽⁷⁰⁾ゆえに関係ないが、紛争が頻発した当時は、情報提供がどこ

から行われているか（厳密に言えば、情報提供者の端末設置場所）が、ダイヤルQ²の利用者にわからないという問題点があった。たしかに、情報料を含めた全体の料金は番組の最初に音声で告知されていたが、⁽⁷¹⁾ダイヤルQ²の他人利用の場合には情報料と通話料を分離し通話料のみの支払いを認めるとする結論に対しては、回線の長距離利用の場合にも、利用者にいわゆる「長距離電話」の認識がないのだから、加入契約者の不利益を回避するために、ダイヤルQ²の他人利用の場合の通話料の請求は、たとえば、市内通話料の範囲に限られるべきであるという批判があるかもしれない。

しかし、当時の形式であっても、利用者には単位あたりの情報料と通話料の合計額は認識できたのであるから、請求が不当だとして否定される情報料のみが合計額から控除されるのだとも考えられる。また、ダイヤルQ²利用者が加入契約者本人である場合には、かりに「長距離電話」の認識がないとしても長距離通話料の支払義務は免れないことは当然である。これらのことから、かりに長距離通話料であっても、NTTからの請求が全額認められるべきだと考えられよう。

五 おわりに

ダイヤルQ²の利用料請求の問題は、NTTの改善策により現在では過去のものとなってしまった観が否定できない。他方で、たとえば、電話利用に関しては、⁽⁷²⁾平成一〇年二月から全国に導入予定の発信電話番号表示サービスに検討すべき法的問題点があるように思われる。⁽⁷³⁾また、近時、携帯電話・PHSの急速な普及により、いわゆる「使い捨て電話」⁽⁷⁴⁾の問題が生じている。さらに、パソコン通信に関連して損害賠償を命ずる判決がなされるに至っている。⁽⁷⁵⁾しかし、ダイヤルQ²利用にかかる通話料請求に関する裁判は現在でも継続中であり、先にみた判例

⑪の出現、およびその後の判例⑫⑬の存在に鑑みると、加入契約者に対するNTTの通話料請求が認められる方向へと判例の傾向が移行したように思われる。このような判例の転換期に、本稿のような研究は、一定の意義を持ち得るものと考ええる。私の検討結果によれば、そのような判例の転換は支持されるべきである。

他方、ダイヤルQ²そのものに関する紛争は現在では鎮静化しているが、類似の取引で新たな形で紛争が起きる気配がある。たとえば、国際アダルト通話と呼ばれるサービスが提供されおり、その利用料（初期のものは、国際電話料のみであったが、現在では、情報料が別に必要なものもあるようである）は、かなり高額になる。また、一見しては、国際電話であることがわかりにくい電話番号表示がなされている点で、問題が指摘されている。加入契約者以外の者が利用した場合、通話料支払いについてなお紛争が生じ得る。⁽¹⁶⁾

また、通話料ではなく情報料の問題ではあるが、ツーショット・ダイヤルにつき、新たな形態の問題が生じている。すなわち、ダイヤルQ²の規制によりツーショット・ダイヤル業者は、プリペイド・カードや銀行振込を利用して直接利用者から情報料を回収するシステムを導入したが、プリペイド・カードは条例による規制で販売が困難になった。そこで、料金後払いとなる銀行振込が主流となったが、他人の電話番号で利用を申込み、身元確認や暗証番号の聞き出しをNTTの電話機検査などを装って行い、ツーショット・ダイヤルを他人の情報料負担で利用しようとする事例が報道されている。⁽¹⁷⁾

さらには、現在、爆発的に利用者が急増しているインターネット上で取引・決済が行われると、他人の料金負担で買い物などを行うことが想起される。

このように見えてくると、問題は電気通信事業全体で検討すべきであり、ダイヤルQ²の問題に留まらないことがわかる。そして、さらに、今後、電気通信事業が進展するに従い、電気通信がかかわる取引の益々の発展が見込まれ、それにともない、新たな法律問題が生じてくることが予想される。その際には、以下の点に注意しなければ

ばならない。

第一に、インターネットがもともと研究者の間のシステムであり、その限りでは法的紛争と呼ばれるような問題は生じなかったが、一般に解放されることによって種々の問題が生じたことからわかるように、電気通信取引に広く一般消費者が参加するようになった段階では、それまでは考慮する必要がなかった「消費者保護」の問題をいかに扱うが問題となる。したがって、このような紛争が生じた場合、「消費者のかかわる電気通信取引」という観点で問題を捉えていく必要が生ずる。⁽⁷⁸⁾

第二に、NTTがダイヤルQ²を規制したことにより国際アダルト情報サービスが生まれたように、電気通信事業では、グローバル化により国境がなくなっている。こうなると、一国の法整備・法規制によって問題は解決されない。このような観点から「国境の無い電気通信取引」という観点で問題を捉えていく必要が生ずる。

近時、電気通信取引に関する研究が盛んとなり、各種調査も行われている。⁽⁸⁰⁾ 今後はそれらの成果も積極的に参照しながら、さらなる検討が行われていく必要があるだろう。

注

* 文献のタイトルの表記について

文献によつては、「Q²」の活字を使用しないものがあるが、以下では、すべて「Q²」と表記する。

(1) ダイヤルQ²の仕組みその他については、注(6)に掲げた文献に詳しいが、さしあたり、長谷川彰「ダイヤルQ²の契約とは」法セ四五〇号三一頁以下(平成四年) 参照。

(2) 厳密には、「回線使用料」という用語を使用するべきかもしれないが、NTTの「電話サービス約款」では、たとえば一〇二条(平成九年九月一日現在)に「通話に関する料金の支払義務」という見出しをつけていることからわかるように、「通話」という用語の方が一般的であるように思われる。そこで、文献等では「通話料」「回線使用料」の両者が用いられているが、本稿で

は「通話料」という用語を用いることとする。

(3) ただし、ダイヤルQ²のようなサービスは、情報料につきNTTの取り立て代行が行われてはじめて営利に耐え得るような事業となることは否定できない。たしかに、後に銀行振込の利用も行われるに至ったが、情報提供者の事務としては煩雑であり、不払いの危険性も伴う。

(4) 本稿では、約款規制の問題を一般的に検討課題として扱う余裕はないので、電話サービス契約約款の特定の条項の解釈の上で、約款規制の問題を踏まえるに止める。特に、ダイヤルQ²約款については、千森秀郎「ダイヤルQ²に関する約款の拘束力」法七四五〇号三六頁以下（平成四年）。約款規制一般については、河上正二「約款規制の法理」（昭和六三年有斐閣）参照。その他、比較的最近のものとして、滝沢昌彦「約款規制のあり方についての一考察」ジュリー一〇三四号二四頁以下（平成五年）、河上正二「定款・規約・約款—契約法から見た組織—」竹内昭夫編「特別講義商法Ⅱ」（平成七年・有斐閣）三四頁以下、石原全「普通取引約款の内容規制」竹内編・前掲本注五三頁以下、河上正二「約款の適正化」長尾治助Ⅱ中坊公平「セミナー生活者と民法」（平成七年・悠々社）九九頁以下、同「約款の適正化と消費者保護」岩波講座現代の法一三（平成九年・岩波書店）一〇一頁以下参照。なお、近時、電話サービス契約約款に関し、その規定の効力が争われた事例として、東京地判平成八年二月二日判タ九二二号二八八頁がある。この判決では、利用停止期間中の基本料金の支払義務の有無が争われ、判決は、当該規定は不合理でないとして支払義務を認めた。

(5) 電話サービス契約約款一一八条（通話料金の支払義務）は以下のとおり規定する。

「契約者……は、次の通話について、第一一三条（通話時間の測定等）の規定により測定した通話時間と料金表第一表第二（通話料金）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。」

「☆区別

（一）契約者回線から行った通話（その契約者回線の契約者以外の者が行った通話を含みます。）

（その他、省略）

☆支払いを要する者

（一）その契約回線の契約者

（その他、省略）

当時の一一八条は現行の一〇二条であり、当時の一一三条は現行の九九条に相当する。

(6) ダイヤルQ²開設当初から抜本的な改善がなされるまでの問題点の指摘、改善要望などについては、企画調整室「ダイヤルQ²問題

にNTT利用者ホットライン設置など対応強化へ」国民生活一九九一年四月号一一〇頁以下（平成三年）、直江重彦「ダイヤルQ²」ジュリ九七八号六頁以下（平成三年）、山崎敏彦「ダイヤルQ²について」債権管理四五号六二頁以下（平成三年）、情報管理部「ダイヤルQ²」に関する相談「消費生活年報一九九一年五〇頁以下（平成三年）」、「特集ダイヤルQ²の約款をめぐる」（久米川良子「はじめに」、井上元「ダイヤルQ²の契約関係」、小林廣夫「報告書ダイヤルQ²の問題と改善の要望」）、消費者法ニュース九号二頁以下（平成三年）、新井一生「このままでいいのか！ダイヤルQ²とその周辺を探る」たしかな目六四号四〇頁以下（平成三年）、渡辺俊夫「情報通信の進展と消費者被害」情報機器、情報サービス、通販などの相談例から「国民生活一九九二年一月号三二頁以下（平成四年）、神戸弁護士会（小林廣夫執筆）「Q²を申込制に改めようダイヤルQ²被害根絶のために」自正四三巻三号一五七頁以下（平成四年）、藤田潔「電気通信に関するサービスと法的問題について」ジュリ九七号三七頁以下（平成四年）、清水巖「圓山茂夫「ダイヤルQ²取引の実体と消費者保護（一）（二）（三）（四・完）」法時六四巻五号八頁以下、六号九〇頁以下、七号七四頁以下、九号六〇頁以下（平成四年）、松本恒雄「ダイヤルQ²何が問題か」法セ四五〇号二六頁以下（平成四年）、長谷川・前掲注（一）四五〇号三一頁以下、千森・前掲注（四）三六頁以下、日本弁護士連合会「ダイヤルQ²サービスの改善に関する意見書」（平成四年）、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会「ダイヤルQ²って何？こんな時どうするの？」（平成四年）、高原謙治「最近の消費者被害の実態」ひろば四五巻一二号一四頁以下（平成四年）、松重君子「ダイヤルQ²問題」法と民主主義二七七号五頁以下（平成五年）、松本恒雄「ダイヤルQ²はクレジットカードである」消費者法ニュース一六号二三頁以下（平成五年）、植田勝博「ダイヤルQ²情報料金通話料金は支払う義務はない」消費者法ニュース一六号二七頁以下（平成五年）、紀藤正樹「全国ダイヤルQ²問題連絡会結成一周年にあたって」消費者法ニュース一六号三一頁以下（平成五年）、山崎敏彦「TBSのダイヤルQ²事業とそれを正当化する欺瞞放送に抗議する」消費者法ニュース一六号三四頁以下（平成五年）などを参照。問題化したダイヤルQ²は、用語集にも掲載されるようになった（たとえば、*Index 1992*の九三九頁には、「ダイヤルQ²トラブル」という項目が設けられている）。

(7) 具体的には、ハード面では、発信規制、番号による番組選別（事前申込み）、およびそれに伴う登録制、ソフト面では、番組内容規制の強化、および番組に関する表示事項の改善が重要である。また、多額利用者への通知制度や、他人利用による場合の情報料不請求制度を創設したことも、トラブル回避に重要な役割を果たしているといえよう。

(8) その他、ダイヤルQ²に関する刑事事件として、たとえば①東京家八王子支判平成三年七月三日判時一九六号一六〇頁、判タ七七三号二六七頁（ダイヤルQ²利用のテレホンクラブ、デートクラブで女子中高生を深夜業につかせ、労働基準法違反で起訴された事件。無罪（確定））、②大阪地判平成三年二月二日判時一四一一号二二八頁（ダイヤルQ²のいわゆるアグルト番組が、刑法一七五条違反（猥褻物公然陳列罪）に問われた事件。有罪（確定））、③福岡高判平成四年三月二三日判タ七八九号二七八頁（児童を雇

用してダイヤルQ²の電話の応信をさせ、児童福祉法三四条一項九号違反に問われた事件。有罪(確定)がみられる。また、ダイヤルQ²の規制に関連する文献として、渥美東洋「最近の青少年健全発達に有害な環境の改善―少年少女向けのポルノ漫画とダイヤルQ²利用のポルノ電話について―」警察学論集四四巻七号一頁以下(平成三年)、岡田安功「ダイヤルQ²の規制と問題点」法学部開設記念論集編集委員会編「名古屋経済大学法学部開設記念論集」(平成四年・名古屋経済大学)三九九頁以下、同「クレジットカードと米国版ダイヤルQ²の規制」クレジット研究八号一〇五頁以下(平成四年)、阪本昌成「ダイヤルQ²の『アダルト番組』の法的規制は可能か」法セ四五〇号四〇頁以下(平成四年)があり、電気通信上のポルノ規制に関する最近の文献として、園田寿「サイバーポルノと刑法」法セ五〇一四頁以下(平成八年)、大沢秀介「インターネットと表現の自由」法教一九四号八一頁以下(平成八年)がある。

(9) ダイヤルQ²に関する民事事件としては、本稿で検討するもの他に、東京地判平成七年二月二日判時一五六七号一一頁(N T T が情報提供者との間の情報料回収代行サービス契約の契約更新を拒絶したので、情報提供者が契約上の地位確認を請求した事件。請求棄却。控訴、控訴棄却)がある。

(10) この判決の研究・批評・解説として、河上正二・ジュリー一〇三六号一〇一頁以下(平成五年)、近藤充代・判時一四八二号一九八頁(判評四二二号三六頁)以下(平成六年)(以下、判時の頁で引用する)、植木哲・リマークス九号六頁以下(平成六年)、沢野直紀・別ジュリー二九号二二頁以下(平成六年)、島岡大雄・判タ八五二号五〇頁以下(平成六年)、大橋敏道・ジュリー二〇〇号一一三頁以下(平成八年)。

(11) この判決の研究・批評・解説として、河上正二・前掲注(10)一〇一頁以下、西脇敏男・金判九二九号四二頁以下(平成五年)、近藤充代・前掲注(10)一九八頁以下、室田則之・判タ八五二号一八頁以下(平成六年)、大橋敏道・ジュリー二〇〇号一一三頁以下(平成八年)。

(12) この判決の研究として、河上正二・前掲注(10)一〇一頁以下。

(13) この判決の研究として、宇田川基・判タ八八二号七二頁以下(平成七年)。

(14) 解説・研究として、新美術文・別ジュリー一三五号一二六頁以下(平成七年)、江原健志・判タ九一三三二六頁以下(平成八年)。
(15) ただし、個々の事情が判決に影響を与えることは当然であるから、必要な限りでは事実と言及することとする。

(16) 具体的に、判例に現れた者については、「表2」の「ダイヤルQ²の実際の利用者」を参照。

(17) 裏返しの問題である、加入契約者からのN T T に対する情報料支払義務不存在確認請求の可否も、便宜上、ここに入れ、以下、一つの問題として扱う。

(18) 裏返しの問題である、加入契約者からのNTTに対する通話料支払義務不存在確認請求の可否も、便宜上、ここに入れ、以下、一つの問題として扱う。

(19) その他、NTTが加入契約者に対し、損害賠償の請求をするものがある。判例⑦。

(20) (A)の問題につき、ここで簡単に述べておく。(A)の問題は、初期の判例(判例①②)では、NTTからの情報料の代行請求が認められるか、という形で問題とされたが、後にNTTが情報料の請求を放棄するのが通例となったから、後の判例では、加入契約者の債務不存在確認請求という形(判例⑥⑦⑨⑩)や、NTTに対する加入契約者の不当利得返還請求(判例⑫)という形で問題とされている。加入契約者に対するNTTの情報料請求を認めたのは判例①一件であり、その他のものは、判例⑩⑫を除き(⑩では、NTTが情報提供者に情報料を支払ったことにより、情報提供者から加入契約者に対する情報料の請求の可能性がなく、訴えの利益なしとされた。また、判例⑫では、加入契約者がNTTに対し既払情報料を不当利得として返還請求しているが、判決は、NTTがすでに情報提供者に情報料を支払い済みであるから、NTTに利得が存在しないとした。いずれも、事案の特殊性から、一般論として加入契約者に対するNTTの情報料請求を認めたことはできない)、それを否定するか(判例②)、加入契約者からの債務不存在請求を認めている(判例⑥⑦⑨)。請求が否定された判決では、NTT側は、債務不存在請求につきNTTが情報料の請求を放棄しているから訴えの利益がないと争っているが、判例は訴えの利益を認め、債務不存在を確認している。

なお、判例①(控訴審判決である判例⑤)では、NTTが請求を減縮し、争点となっていない)では、加入契約者が電話のレンタル業者であることが請求の可否に影響を与えるか否かが問題となり得る。それを否定する指摘もあるが(山田卓生「ダイヤルQ²の利用料金の支払義務をめぐって」下級審判決の検討」判タ八七〇号七頁(平成七年))、当時の請求否定判決の理由付けもあわせて考慮すれば、加入契約者の特殊性が重要な判断要素とされたように思われる。また、この判決については、ダイヤルQ²についての約款を認可を受けた約款であるとの誤った事実認定の下で判決を下している点も批判され(松本恒雄「ダイヤルQ²と電話サービス契約約款」法セ四六四号九〇頁(平成五年)、近藤・前掲注(10)二〇一頁)、先例的価値はほとんどないとの評価もされている。

また、(C)の問題の一部には、(B)の問題が含まれている。

(21) 近時の判例⑫では、いまだ情報料請求が問題となっているが、加入契約者がいったん情報料・通話料を支払い、NTTがそれらの分計記録を破棄した後の返還請求訴訟である点に特殊性がある。前注参照。

(22) なお、同様の作業として、新美育文「家族または第三者のダイヤルQ²利用と加入電話契約者の責任(下)」NBL五十六号五二頁(平成七年)は、NTTの通話料請求を認めないとする諸判例の理由付けを、

- (ア) ダイヤル通話料が容易に高額に及ぶこと、
- (イ) 家族や第三者により無断使用の危険性が高いこと、
- (ウ) 制度についての周知不徹底・説明不足、したがって加入契約者に加入電話の管理において責められるべき事由がないこと、
- (エ) NTTはダイヤルQ²により手数料やダイヤル通話料の利益を得ており、ダイヤル通話料の増収をも目的としているものであり、情報サービス利用による情報料とダイヤル通話料とは密接な関係にあること、あるいはダイヤルQ²はNTTと情報提供者との共同の収益事業の側面も有する、もしくは通話料は有料情報サービス利用の対価の一部といえることが指摘され、ダイヤルQ²にかかる通話料と公益性ないし公共性のある一般通話にかかる通話料とは異なること、
- と分類する。私の分類との関係では、(ア)は(c)に、(イ)は(e)に、(ウ)は(b)に、(エ)は(a)(d)に対応するが、(a)(d)の扱いや、その後の判例から(f)を付け加えなければならない点で異なる。
- (23) 反対、山田・前掲注(20)七頁。
- (24) 福岡高判平成八年五月一四日判時一五九八号一〇七頁。
- (25) ここでは、他に、ダイヤルQ²が郵政大臣の認可を受けない無認可事業であるので、通話料金も無認可であり、請求できない旨の主張も退けているが、省略する。
- (26) 大阪地判平成九年一月二八日判タ九四四号二七〇頁。
- (27) ダイヤルQ²の利用者が、死亡した名義上の加入契約者の共同相続人でもあったので、(共同)加入契約者自身のダイヤルQ²利用ではないかと争われた。この判決では、法律上の加入契約者は別人(利用者の母)であると判断されたので、加入契約者以外の第三者がダイヤルQ²を利用したという前提で判断されている。誰が加入契約者とされるべきかという問題には、別の法律判断もあり得ると思うが、ここでは本判決の判断を前提に議論をすすめ、これ以上この問題を扱わない。
- (28) よって、近時の訴訟の中では争われないことが多くなった情報料について争われることとなった。しかしながら、情報料は、NTTが情報提供者にすでに支払っているもので、NTTに利得がないとして、不当利得返還請求が認められなかった。
- (29) よって、ダイヤルQ²利用につき加入契約者の事前ないし事後の承諾があったのではないかと争われた。本判決では、承諾はないという前提で判断されている。
- (30) よって、NTTは、すでに受領した金員の内、情報料部分と通話料部分を特定できなかったが、注(28)に示すように、情報料についても不当利得返還請求は認められなかったので、事実上、問題は生じなかった。
- (31) この他、初期のダイヤルQ²判例で争点となった、ダイヤルQ²事業が無認可事業であることと、弁護士法七二条非弁活動の禁止

に反することが争われているが、省略する。判決はいずれも否定した。

(32) 本稿執筆時では、未公開ではあるが、大阪高判平成九年一〇月二九日。約款に基づき通話料支払義務があるとしたようである。新聞記事として、日本経済新聞平成九年一〇月三〇日朝刊三八面、京都新聞平成九年一〇月三〇日朝刊二七面。

(33) 河上・前掲注(10)一〇四頁、近藤・前掲注(10)二〇二頁注(四)。

(34) 一般通話料の支払義務を加入電話契約者に集中するという観点から、KDDの約款に関する判決を参照するものとして、松本・前掲注(20)八七頁以下、植木・前掲注(10)九頁、同「ダイヤルQをめぐる基本問題」法学論集(関西大学 四四卷三三二八七頁以下(平成六年))、松本恒雄「ニュービジネスとその規制 電気通信利用ビジネスを中心として」『岩波講座現代の法』三三前掲注(4)一四〇頁。

(35) 山田・前掲注(20)一〇頁参照。

(36) その他、他人による国際電話利用に伴う加入契約者への通話料請求の判例として東京地判平成五年七月九日判タ八三五号二一〇頁がある。事案の特殊性から、ここでは取り上げないが、簡単に紹介しておく。この判決では、加入者の子が利用休止回線を無断再開し国際電話を利用した。争点は、NTTに対して契約者回線の利用休止の手續きをしていた加入契約者にKDDの通話料の支払義務が発生するか、という点にあり、本判決は、NTTの加入電話契約とKDDの国際電話利用契約との関係につき、(1)NTTとの加入電話契約が成立すれば、格別の手續きをとることなくKDDとの国際電話利用契約が成立すること、(2)NTTとの加入電話契約が解除されれば、格別の手續きをとることなくKDDとの国際電話利用契約も解除されて終了すること、(3)利用休止についてはNTTとKDDに独立した約款が存在するのみであるが、通常は、NTTとの加入電話契約を休止すれば、事実上、国際電話は使用不能となり、加入契約者に無断で利用再開の手續きがとられることを慮って、重ねてKDDに対し利用休止の手續きをとることは通常考え難いこと、を指摘し、これにより、国際電話利用契約も休止されたものと解し、加入契約者は、その利用休止期間中は、国内電話のみならず国際電話についても、加入電話による通話料金支払義務を負担しないと判示した。なお、国際通話料金の定め有効性自体が争われた事例として、東京地判昭和五九年三月二六日判時一一四三三号一〇一頁がある。この判決は、国際通話料金の定めが公序良俗に反するとの主張を退けた。

(37) 東京地判昭和五二年九月二日判時八八九号六四頁。

(38) 東京地判昭和五四年八月三一日判タ四〇〇号一七三頁。

(39) 名古屋地判昭和五七年四月二二日判時一〇四八号一三五頁、判タ四八二号一一七頁。

(40) 名古屋高判昭和五七年一二月二四日判時一〇六八号七三頁、判タ四八九号六七頁。

(41) 大阪地判昭和六三年二月二日判時一三一八号八六頁、判タ六九四号一三九頁。この判決の解説として、山田和則・判タ七三五号八六頁以下（平成二年）がある。

(42) 注(6)に掲げた文献参照。

(43) 注(10)(11)(12)(13)(14)に掲げた文献参照。

(44) 判例の理由付けの整理の中で述べた、A(b)「ダイヤルQ」情報に関する情報普及の不徹底（周知不十分）Vを単独の理由付けとして明確に主張する学説は、私が調べた限り、ないと評価した。ただし、一部の文献による学説の整理によれば、この理由付けが掲げられる。しかし、私は、通話料に関する理由付けとしては、明確でないと考えた。

(45) 松本・前掲注(20)九〇頁、河上・前掲注(10)二〇四頁。近藤・前掲注(10)二〇一頁。山崎敏彦「ダイヤルQ」松本恒雄Ⅱ金子武嗣監修「ケースで学ぶ消費者取引ハンドブック」（平成六年・民事法情報センター）九七頁以下は、この趣旨か。

(46) 植木・前掲注(10)一〇頁は、高額化にかなりのウェイトを置いた記述に読める。ただし、これを理由付けとすることに、明確に反対するものとして、松本・前掲注(20)九〇頁、近藤・前掲注(10)二〇二頁があり、高額になるか否かにかかわらず、約款一一八条を適用すべきでないとする。

(47) 長谷川・前掲注(1)三三三頁、近藤・前掲注(10)二〇一頁、松本・前掲注(34)一四〇頁以下。西脇・前掲注(11)四六頁は、この趣旨か。

(48) 植木・前掲注(10)一〇頁は、この理由付けも含んだものだろうか。

(49) 岡崎俊一「ダイヤルQサービスに係わる法的問題とその応用」法学論集（千葉大学）一〇巻二号八五頁（平成七年）は、この趣旨か。

(50) 河上・前掲注(10)一〇四頁、松本・前掲注(20)九〇頁、近藤・前掲注(10)二〇二頁。植木・前掲注(10)一〇頁、同・前掲注(34)九二九頁も同趣旨か。

(51) 岡崎・前掲注(49)は、この趣旨か。

(52) たとえば、本田純一「ダイヤルQ」木村晋介Ⅱ本田純一Ⅱ千葉盛「消費者取引判例ガイド」（平成六年・有斐閣）二七〇頁は、初期の判例の一応の方向から、実務の対応を要求する。ただし、宇田川・前掲注(13)七三頁は、「公にはなっていないものの、通話料については、その請求を肯定する考え方も根強いものと推測される」という認識を示している。

(53) 山田・前掲注(20)九頁以下。

(54) 新美・前掲注(22)五〇頁以下。

- (55) 松本・前掲注(34)一五四頁注(九)。
- (56) 新美・前掲注(22)五一頁以下。
- (57) 新美・前掲注(22)五三頁。略号で記載されているものを、「NTT」、「情報提供者」に改めた。
- (58) 新美・前掲注(22)五三頁以下。第一点については、ダイヤルQ²が電話を利用してという実態から生じる現象に過ぎないとし、第二点については、ダイヤルQ²に特有の現象ではないとし、第三点については、一定の選択が予定されているとし、第四点については、通話料の不払いがあれば当然だとする。
- (59) 新美・前掲注(22)五五頁。
- (60) 他に、NTTの通話料請求を認める見解として、大橋・前掲注(11)一一六頁。
- (61) 松本・前掲注(34)一四〇頁。
- (62) 松本・同前。
- (63) 本稿末尾に示すとおり、本稿は、「(財)電気通信普及財団平成七年度研究助成」の交付を受けた研究の主要な研究成果を公表するものである。募集は平成七年九月までに行われ、平成八年九月に中間報告、平成九年六月に研究成果報告(二二〇〇字)が当該財団に対してなされている。本稿は、その研究成果報告に大幅に加筆し、ほとんど新稿となったものである。研究助成応募当時は、通話料請求を認める判例は、実質的にはなく、学説は、新美・前掲注(22)(平成七年四月)、山田・前掲注(20)(平成七年四月)が公表されていたのみであった。
- (64) もちろん、私は、金額が低額であれば、何ら問題がない、と主張するものでは決していない。事実の問題として、利用料の支払拒絶はなされなかったであろうという推測を主張するのである。かりにそうだとすれば、利用料の高額化は、紛争化について、かなり重要なファクターになると考えられる。
- (65) たとえば、NTTのISDNサービスは、インターネットの利用をかなり促進している。またNTT自体がプロバイダーとなることも考えられ得る。
- (66) 憲法は専門外なので、詳述は差し控えたいが、かりに情報内容(1)通信の仕方によって通話料請求の可否が決定されるとすると、通信の秘密との関係で問題が生ずるように思う。なお、新美・前掲注(22)五六頁参照。
- (67) たとえば、判例⑩は、加入契約者がダイヤルQ²を認識した後の娘の利用に関し、すでに引き落とされた情報料、通話料の返還請求をしている点で、その傾向があるように思われる。
- (68) この認識は、新美・前掲(14)一二七頁でも強調されている。なお、新美・前掲注(22)五七頁は、加入権者を包括的利用権者に対

する連帯債務者（同居の家族の場合）ないし連帯保証人（同居の家族以外の者の場合）とすることを主張される。検討すべき見解だとは思いますが、私は、加入契約者は、包括的利用権者の利用につき、NTTとの関係ではあくまで契約当事者本人として通話料債務を負担すべきであり、逆に、NTTとの契約当事者でない包括的利用権者はNTTに通話料債務を負担することはないと考えられる。なぜなら、加入契約者と包括的利用権者との関係は二者の内部関係（別の契約があってもよい）であり、NTTの関知するところではなく、実際に利用をするのは他人とはいえ、電話の利用を許諾した以上、NTTとの関係では加入契約者本人の利用と相違ないと考えるからである。

(69) 清水Ⅱ岡山・前掲注(6)法時六四卷五号一四頁注(11)(12)参照。

(70) 現在は、ダイヤルQの広告に、情報提供地（着信指定回線を設置している都道府県）を明示することが義務づけられている（ダイヤルQ（情報料回収代行サービス）に関する契約書「三一条二項エ（着信指定回線を設置している場所（都道府県）」）。具体的には、たとえば、ある最新CD情報を提供するダイヤルQの広告では、①情報料…一五〇円／三分 ②標準利用時間…約五分 ③情報提供場所…東京」という表示をしている。

(71) 清水Ⅱ岡山・前掲注(6)法時六四卷五号一七頁によると、音声告知は、「このサービスは情報料と通話料を合わせ、一一秒ごとに約一〇円の料金が掛かります」という形式であったようである。

(72) 山田卓生「電話利用ビジネスと法」法七四三四号六〇頁以下（平成三年）（同「続・日常生活のなかの法」（平成四年・日本評論社）三二頁以下所収）、「△特集▽電話社会の法律問題」ジュリ九九七号二二頁以下（一部九九八号七三頁以下）（平成四年）。

(73) ここでは、新美文「発信電話番号通知サービスと消費者」ジュリ一一〇〇号一六頁以下（平成八年）のみを掲げておく。

(74) 多重債務者が借金の減額などを条件に多数の携帯電話・PHSを契約させられ、その電話機が数万円程度で街頭で売られている。通話料は当然加入契約者に対し請求されるので、実際の利用者に請求はなされないが、加入契約者は支払不能ないしは行方不明となっており、電話会社は利用料を事実上回収できない。電話会社が利用停止措置を採った時点で、当該電話機は使用不能となり、「捨てられる」。刑事上の問題があるとともに、暴力団の資金源となることが指摘されている。

(75) 手嶋豊「パソコン通信での中傷に賠償を命令―東京地方裁判所平成九年五月二六日判決をめぐって―」法教二〇六号一七頁以下（平成九年）。

(76) 北陸中日新聞平成八年八月二七日期刊一五面、同・平成八年十二月一〇日期刊一七面、同・平成九年一月二七日期刊八面、同・平成九年七月一七日期刊一五面、同・平成九年八月一八日期刊一五面、同・平成九年八月二五日期刊一四面。

(77) 北陸中日新聞平成八年九月一九日期刊五面、同・平成八年十二月二二日期刊二面、同・平成九年五月五日期刊一八面、同・平

成九年一月三日朝刊一五面。

(78) このことは、当然のことながら、古くから主張されている。岡孝「情報商品の取引と消費者保護」『ジュリ増刊「高度情報社会の法律問題」ニューメディアの挑戦』(昭和五九年)二二八頁以下、淡路剛久「ニューメディアの利用と消費者保護—ホーム・ショッピング等を中心として」同前二二六頁以下、前田重行「消費者保護の観点から見たエレクトロニック・バンキングに対する法規整上の問題」同前二二六頁以下。また、最近の文献として、永田眞三郎「電子商取引時代と消費者」『都市問題研究四九巻五号(五五七号)三頁以下(平成九年)』。

(79) さしあたり、目についたものとして、木南敦「アメリカの支払システムと法からみたEFT取引の法的取扱いについて」『金法一〇〇号七頁以下(昭和六〇年)』、松岡宏明「アメリカの「電子資金振替法」とFRB「レギュレーションE」の概要」同前六一頁以下、沢野直紀「わが国エレクトロニック・バンキング法の課題」同前四六頁以下、岩原伸作「資金移動取引の瑕疵と金融機関」『財団法人家学編「国家学会百年記念国家と市民」三巻』(昭和六二年・有斐閣)一六七頁以下、後藤紀一「EFT(電子資金移動)取引と意思表示の瑕疵・無能力について」『手研四〇六号四頁以下(昭和六三年)』、河野邦明「電子資金取引のあり方について—金融制度調査会エレクトロバンキング専門委員会報告の概要」『金法一一九二号六頁以下(昭和六三年)』、岩原伸作「電子資金取引に関する法制整備の必要性和課題—金融制度調査会エレクトロバンキング専門委員会中間報告をめぐって—」(一)『(五・完)』『金法一二〇三号六頁以下、一二〇四号一七頁以下、一二〇六号六頁以下、一二二〇号一五頁以下、一二二一号一九頁以下(昭和六三年)』平成元年、後藤紀一「EFT取引の法的問題点と最近のイギリスおよび西ドイツの事情について」『金法一二一九号四七頁以下(平成元年)』、室町正実「EDI契約の実務上の留意点(上)(中)(下)」『NBL五八四四四一頁以下、五八五号三四頁以下、五八六号四〇頁以下(平成八年)』、内田貴「電子商取引と法(一)」「(四・完)」『NBL六〇〇号三八頁以下、六〇一号一七頁以下、六〇二号三三頁以下、六〇三号二八頁以下(平成八年)』、坂東俊矢「電子商取引の代金決済方法としてのクレジットカードの役割とそのルール—電話による通信販売に対する米国の通信販売規則の改定から学ぶこと—」『クレジット研究一五号八八頁以下(平成八年)』、岩原伸作「電子資金移動(EFT)および振込・振替取引に関する立法の必要性(一)」「(一〇・完)」「ジュリ一〇八三三五五頁以下、一〇八四号九七頁以下、一〇八五号八〇頁以下、一〇八六号八〇頁以下、一〇八七号一三六頁以下、一〇八九号三〇六頁以下、一〇九〇号一三二頁以下、一〇九二号八五頁以下、一〇九三号九五頁以下、一〇九四号一一一頁以下(平成八年)』、松本恒雄「高度情報通信社会の契約法」谷口知平『五十嵐清編「新版・注釈民法」二三巻』(平成八年・有斐閣)二五〇頁以下、浅井澄子「米国一九九六年電気通信法と情報提供産業(一)」「(三・完)」『NBL六〇三号二三頁以下、六〇四号五五頁以下、六〇六号五六頁以下(平成八年)』、横山哲夫「電子商取引(一)」「(二・完)」『自正四八巻二六六頁以下、三三六二頁以下(平成九年)』、棚橋元「コンピュータ」

タ・ネットワークにおける法律問題と現状での対応策（一）（七・完） ●米国における裁判例・事例の検討」NBL六一五号二〇頁以下、六一七号三九頁以下、六一八号三四頁以下、六一九号頁以下、六二三号三三頁以下、六二四号三四頁以下、六二五号四九頁以下（平成九年）、金融情報システムセンター契約・法律ワーキンググループ「電子決済をめぐる契約関係の整理」『電子決済研究会（第二部）報告書』の概要「金法一四八〇号六頁以下（平成九年）、電子取引法制に関する研究会「電子取引法制に関する研究会中間報告書」NBL六一五号四七頁以下（平成九年）、ジュリー一一四号一四三頁以下（平成九年）、安居孝啓「電子マネー及び電子決済に関する懇談会報告書の概要」NBL六二〇号六頁以下（平成九年）、金法一四八七号二四頁以下（平成九年）、厚見靖男「クレジット」『電子商取引用標準約款』α版の概要「NBL六二二号一九頁以下（平成九年）、岡田宏一「流通EDI標準メッセージの開発の概要」●流通業における電子化取引標準化研究の概要」NBL六二四号一四頁以下（平成九年）、曾野裕夫「情報取引における契約法理の確立に向けて（中間報告）（下）」NBL六二八号三八頁以下（平成九年）。「電子マネー」のみに関するものは掲げなかった。

（80）法務省民事局「△資料▽電子認証・公証制度のニーズに関するアンケート調査について」NBL六〇五号三六頁以下（平成八年）、電子取引法制に関する研究会「△資料▽電子認証・公証制度のニーズに関するアンケート調査結果」NBL六一八号四九頁以下（平成九年）。

〔付記〕 本稿は、「（社）電気通信普及財団平成七年度研究調査助成」を受けた研究の主要な研究成果を公表するものである。

〔謝辞〕 本稿の内容に関し、金沢大学法学部民事法研究会において報告する機会を得た。席上、出席者から貴重な意見、ご批判をいただいた。記して謝意を表したい。

〔平成九年二月〕

〔追記〕 本稿脱稿後、河上正二「電話を設置する―情報通信社会と民法」法教二〇八号六五頁以下、特に七一頁

以下（平成一〇年）に接した。本稿で紹介した「請求否定説」をさらに主張されている。また、新聞によれば、スタートから一カ月が経過した「電話番号表示サービス」に早くも苦情が寄せられていることが報道されている（北陸中日新聞平成一〇年三月四日朝刊一五面）。